

福 指 第 515 号
令和 7 年 3 月 4 日

各介護サービス事業所
各 介 護 施 設 } 管理者 様

静岡県健康福祉部長

静岡県介護サービス事業所等物価高騰対策支援金（介護分）交付要綱の制定について（通知）

急激な物価高騰の影響を受けながらもサービスの安定的な提供を継続している社会福祉施設等を支援するため、介護サービス事業所・施設を運営する法人等に対し、支援金を交付することとし、静岡県介護サービス事業所等物価高騰対策支援金（介護分）交付要綱を定めたので通知します。

交付要綱につきましては、静岡県のホームページに掲載しておりますので、御確認ください。

なお、本支援金の申請方法や受付期間等については、今後、県のホームページ等でお知らせするほか、事業の詳細につきましても、県のホームページに随時掲載しますので、ホームページの最新情報を必ず御覧ください。

静岡県（福祉指導課）ホームページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/koreifukushi/1040734/1040737/1063658/1070550/1070553.html>

担当 福祉長寿局福祉指導課
介護指導第2班
電話 054-221-3256